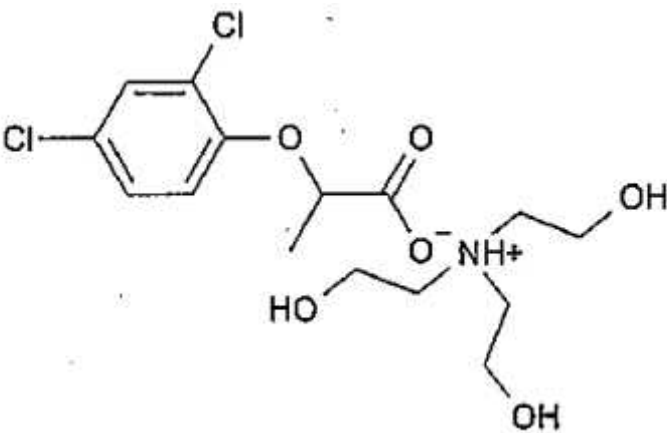


水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定に関する資料

ジクロルプロップトリエタノールアミン塩

I. 評価対象農薬の概要

1. 物質概要

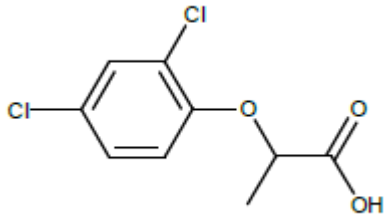
化学名 (IUPAC)	トリエタノールアミン=2-(2,4-ジクロロフェノキシ)プロピオン酸塩				
分子式	C ₁₅ H ₂₃ Cl ₂ NO ₆	分子量	384.3	CAS NO.	53404-48-1
構造式					

<注>

本評価書では、ジクロルプロップのトリエタノールアミン塩体を「ジクロルプロップトリエタノールアミン塩」と表記し、ジクロルプロップについては、酸体であること及びトリエタノールアミン塩体との区別を明確にするため、「ジクロルプロップ [酸]」として表記することとする。

水系ではジクロルプロップトリエタノールアミン塩はジクロルプロップイオンとして存在するので、ジクロルプロップ [酸] として基準値を設定するものとする。

ジクロロプロップ [酸]

化学名 (IUPAC)	(2 <i>R</i> S) - 2 - (2, 4-ジクロロフェノキシ) プロピオン酸				
分子式	C ₉ H ₈ Cl ₂ O ₃	分子量	235.1	CAS NO.	120-36-5
構造式					

2. 作用機構等

ジクロロプロップトリエタノールアミン塩は、オーキシシン活性を有する植物成長調整剤であり、その作用機構は酵素的にエチレンの生成を制御する作用を高めると同時に、成長ホルモン経路を通じて、又はオーキシシン活性が直接セルラーゼ活性を抑制して、果実の離層形成を遅らせ、落果を抑制するものと考えられている。

本邦での初回登録は 1982 年である。

製剤は液剤が、適用農作物等は果樹がある。

申請者からの聞き取りによると、原体の輸入量は、0 t (平成 26 年度※)、0 t (平成 27 年度※)、11 t (平成 28 年度※) であった。

※年度は農業年度 (前年 10 月～当該年 9 月)

3. 各種物性等 (ジクロロプロップ [酸])

外観・臭気	黄褐色粉末固体、フェノール臭	土壌吸着係数	$K_{F^{ads}_{OC}}=44-140$ (25°C)
融点	111.5-115.5°C	オクタノール／水分配係数	$\log P_{ow}=1.11$ (25°C、pH5) $\log P_{ow}<1$ (25°C ; pH7、9)
沸点	228°Cで変色・分解のため測定不能	生物濃縮性	—
蒸気圧	1.3×10^{-5} Pa 以下 (25°C)	密度	1.5 g/cm ³ (25°C)
加水分解性	30日間安定 (25°C ; pH5、7、9)	水溶解度	5.95×10^2 mg/L (25°C、蒸留水) 3.19×10^3 mg/L (25°C、pH5) 4.18×10^3 mg/L (25°C、pH7) 1.16×10^4 mg/L (25°C、pH9)
水中光分解性	半減期 4日 (東京春季太陽光換算 25.85日) (滅菌緩衝液、pH7、25°C、639 W/m ² 、290-800 nm) 2.35日 (東京春季太陽光換算 8.9日) (滅菌自然水、pH8.2、25°C、380 W/m ² 、300-800 nm) 81.53時間 (東京春季太陽光換算 16.2日) (滅菌蒸留水、25°C、472 W/m ² 、290-800 nm) 57.27時間 (東京春季太陽光換算 11.4日) (滅菌自然水、25°C、472 W/m ² 、290-800 nm)		
pKa	3.29 (25°C)		

II. 安全性評価

一日摂取許容量 (ADI)	0.036 mg/kg 体重/日
<p>食品安全委員会は、平成29年7月4日付けで、ジクロロプロップ[*]のADIを0.036 mg/kg 体重/日と設定する食品健康影響評価の結果を厚生労働省に通知した。</p> <p>なお、この値は各試験で得られた無毒性量のうち最小値 3.64 mg/kg 体重/日を安全係数100で除して設定された。</p>	

^{*}: 食品安全委員会では、ジクロロプロップ [酸] (R体のみのジクロロプロップ Pを含む) を暴露評価対象物質としてADIが設定された。
なお、ジクロロプロップ Pは国内での農薬登録はされていない。

Ⅲ. 水質汚濁予測濃度（水濁 PEC）

1. 製剤の種類及び適用農作物等

農薬登録情報提供システム（（独）農林水産消費安全技術センター）によれば、本農薬は製剤として液剤があり、適用農作物等は果樹がある。

2. 水濁 PEC の算出

(1) 非水田使用時の水濁 PEC（第 1 段階）

非水田使用時において、PEC が最も高くなる使用方法（下表左欄）について、第 1 段階の PEC を算出する。算出に当たっては、農薬取締法テストガイドラインに準拠して下表右欄のパラメーターを用いた。

PEC 算出に関する使用方法		各パラメーターの値	
適用農作物等	果樹	I : 単回・単位面積当たりの有効成分量 (有効成分 g /ha) (左欄の最大使用量に、有効成分濃度を乗じた上で、単位を調整した値 (製剤の密度は 1 g/mL として算出))	168 [*]
剤 型	4.5%液剤 (2.8%液剤 [*])	N_{app} : 総使用回数 (回)	2
当該剤の単回・単位面積当たり最大使用量 ※算出値	600 mL/10a (1,000 倍希釈した薬液を 10a 当たり 600 L 使用)	D_{river} : 河川ドリフト率 (%)	5.8
		Z_{river} : 河川ドリフト面積 (ha)	0.11
地上防除/航空防除の別	地上防除	R_u : 畑地からの農薬流出率 (%)	0.02
使用方法	立木全面散布	A_p : 農薬使用面積 (ha)	37.5
総使用回数	2 回	F_u : 施用方法による農薬流出補正係数	1

*: ジクロロプロップ [酸] 換算値

(2) 水濁 PEC 算出結果

使用場面	水濁 PEC (mg/L)
水田使用時	適用なし
非水田使用時(第 1 段階)	0.000006272...
うち地表流出寄与分	0.0000005701...
うち河川ドリフト寄与分	0.00000005707...
合 計 ¹⁾	0.000006272... ≒ <u>0.0000063 (mg/L)</u>

¹⁾ 水濁 PEC の値は有効数字 2 桁とし、3 桁目を四捨五入して算出した。

IV. 総合評価

1. 水質汚濁に係る登録保留基準値

登録保留基準値	0.095 mg/L
以下の算出式により登録保留基準値を算出した。 ¹⁾	
0.036 (mg/kg 体重/日) ADI	× 53.3 (kg) × 0.1 / 2 (L/人/日) = 0.0959...(mg/L) 体重 10%配分 飲料水摂取量

¹⁾ 登録保留基準値は、体重を 53.3kg、飲用水を 1 日 2L、有効数字は 2 桁（ADI の有効数字桁数）とし、3 桁目を切り捨てて算出した。

<参考> 水質に関する基準値等

(旧)水質汚濁に係る農薬登録保留基準 ¹⁾	なし
水質要監視項目 ²⁾	なし
水質管理目標設定項目 ³⁾	0.06 mg/L
ゴルフ場指導指針 ⁴⁾	なし
WHO 飲料水水質ガイドライン ⁵⁾	0.1mg/L

¹⁾ 平成 17 年 8 月 3 日改正前の「農薬取締法第 3 条第 1 項第 4 号から第 7 号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件」（昭和 46 年 3 月 2 日農林省告示 346 号）第 4 号に基づき設定された基準値。

²⁾ 水質汚濁に係る要監視項目として、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきとされた物質に係る指針値。

³⁾ 水道法に基づく水質基準とするには至らないが、水道水質管理上留意すべき項目として設定された物質に係る目標値。（その他農薬）

⁴⁾ 「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針の制定について」（平成 29 年 3 月 9 日付け環水大土第 1703091 号環境省水・大気環境局長通知）において設定された指針値。

⁵⁾ Guidelines for drinking-water quality, fourth edition

2. リスク評価

水濁 PEC は 0.0000063 mg/L であり、登録保留基準値 0.095 mg/L を超えないことを確認した。

(参考) 食品経由の農薬理論最大一日摂取量と対 ADI 比

農薬理論最大一日摂取量 (mg/人/日)	対 ADI 比 (%)
0.010	0.5

出典:平成 30 年 1 月 16 日開催の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会資料